

諮問番号：諮問第 150 号－ 1

答申番号：答申第 150 号－ 1

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市早良福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが相当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分は、審査請求人等の「最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの」（法第 8 条第 2 項）では決して無く、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」（法第 3 条）に違反し、日本国憲法 25 条が規定する「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」を否定する違法、違憲な処分である。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件処分は違法、違憲な処分であるという審査請求人の主張については、本件処分の根拠となった改正後の保護基準の違憲又は違法を理由として、本件処分を違法又は不当と主張しているものと解される。

保護基準については法規命令と解されているところ、審査庁は行政機関であり、裁判所が持つ法令審査権を有しないから、処分の根拠である法令の違憲又は違法を理由として、当該処分を違法又は不当と判断することはできないものと解される。

本件処分に係る生活保護費の算定については、介護保険料（特別徴収）控除額について誤った計算に基づき収入認定を行った誤りがあったが、処分庁は、別途、これを解消する保護変更決定処分を行っている。

これを除くほか、本件処分に係る生活保護費の算定は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に則って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年2月25日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和3年7月14日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件処分が違法・違憲なものと主張しているところ、本件処分は、法第8条の委任に基づく保護基準に従って行われたものであるから、その主張は、改正後の保護基準が違法・違憲であるとの主張であると解される。この保護基準は法第8条の規定による委任立法であるから、委任した法との関係において重大かつ明白な瑕疵がない限り、当該委任立法をそのまま適用すべきものと解するのが相当であり、そのような瑕疵が存在しない以上、当審査会では、保護基準の法適合性について合理的なものとして扱う。

また、法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法第2条第9号に規定する法定受託事務であるところ、本件処分は、当初、審査請求人世帯に係る令和2年10月分の生活保護費支給額の算定について、処分庁が介護保険料（特別徴収）控除額について誤った計算に基づき収入認定を行ったことによる誤りがあったが、令和4年1月13日付けの保護変更決定処分により、既に是正されたといえる。そのほか、本件処分は、法令や法定受託事務の処理基準として示される国の通知に沿って適法かつ妥当に行われたものであって、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は

認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也